施設保全費						
共通費						
管理費						
試験研究費						
研究費償却						
減価償却費						
固定資産除却費						
通信設備使用料						
租税公課						

注１　基礎事業年度（第二種指定電気通信設備接続料規則第17条第２項に規定する基礎事業年度をいう。）に係る実績値を算定する際に用いたものを記載すること。

２　「直課している費用について」の欄は、接続料原価対象費用又は接続料原価対象外費用のいずれに該当するか個別に判断できる費用について記載すること。

３　「配賦している費用について」の欄は、接続料原価対象費用又は接続料原価対象外費用のいずれにも該当する費用について記載すること。

４　主要な費用及びその額はその具体的な内容が分かるように記載すること。営業費、共通費、管理費及び租税公課を除く費用区分については、各欄に記載する主要な費用の合計額が、当該主要な費用が構成する費用全体の三分の二以上となるようにすること。

５　配賦の基準は、その定義及び具体的な計算方法を備考欄に記載すること（重複の場合は省略可。）。

６　様式に示す費用区分から更に細分した区分を設けている場合は、適宜欄を追加すること。

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。